

## 1 市長所信表明について

(1) 「地方分権改革」と「行財政改革」について)具体には何を行うのか、どれだけの効果が出るものなのか。

- ・ 初めに、「地方分権改革」については、「真の分権型社会」の実現に向けて、国や県などと連携を密にして、協議を行うとともに、実現可能な方策を模索し、それを市民に見える形で実行していくことが重要と考えています。こうした考えの下、特に県との関係においては、これまで二重行政の解消に積極的に取り組んできました。
- ・ 具体的には、平成24年2月に設置した県市の部長級以下の職員で構成する「広島県・広島市連携のための合同研究会」を定期的開催し、お互いの類似の行政サービスについて、住民にとってより有益な提供ができるよう、その役割分担や連携の在り方について協議・調整を進めています。
- ・ これまでの成果の一例を挙げると、県市の中小企業支援センターについて、平成26年4月からは、県は専門的な支援業務を担う一方、より住民に身近な市は市域と県西部地域における総合的な相談業務を担うこととし、利用する企業にとって分かりやすい支援体制を構築することができました。
- ・ 今後も、県緑化センターと市森林公園の一体的運営に向けた取り組みなどを進めるほか、こうした二重行政の解消に向けた協議・調整の新たな展開として、広島駅周辺の水辺が「水の都の象徴的な空間」となるよう取り組む「美しい川づくり」の推進等について、県市連携して取り組むことになっています。
- ・ 次に、「行財政改革」については、市民の意向をくみ取った市政を実現する行政体質を確立するとともに、将来世代へ過度の負担を残さない「持続可能な財政運営」の実現を目指すこととしており、特に公共施設について、老朽化の対策に取り組んでいます。
- ・ 具体的には、道路、橋りょうなどの「インフラ資産」については、築年数の経過により施設が劣化し、一部には老朽化による施設破損の事例なども生じています。このため、平成26年6月に維持保全の基本的な考え方や対策の方針などを取りまとめ、各施設の点検要領や長寿命化計画を合わせた「インフラ資産維持保全計画」を策定しました。
- ・ 一方、文化・スポーツ・福祉などのサービスを提供するための施設、いわゆる「ハコモノ資産」については、将来に向けて市民満足度の高い機能やサービスを提供し続ける必要があります。このため、個々の施設が更新時期を迎える前に、あらかじめ施設全体の更新に関する方針を整理しておく必要があると考え、本年2月に、「ハコモノ資産の更新に関する基本方針」を策定しました。
- ・ 今後は、この基本方針を踏まえて、「ハコモノ資産」全体の最適化に向けて更なる検討を進めるとともに、先ほど申し上げたインフラ資産の長寿命化などの取り組みと合わせて、平成28年度を目標に「公共施設等総合管理計画」を策定するなど、市民満足度と財政面の持続可能性を兼ね備えた施設体系の再構築に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。
- ・ 今後とも厳しい財政状況が見込まれる中、人口減少・少子高齢化社会に対応していくため、「地方分権改革」と「行財政改革」を車の車輪のように展開し、「世界に誇れる『まち』広島」の実現に向けた様々な施策を着実に実行していきたいと考えています。

(2) 1期目の所信表明では、自身の退職金の削減や、職員給与への切り込みが延べられているが、これらの効果はどのようなものだったのか。

今回は特に触れていないが、どのように取り組むのか。

(3) 職員の給与については、広島市財政運営方針の中でも、給与水準等の検討とあるが、今後、どのように取り組むのか。

- ・ 市長の退職手当の削減や職員給与への切り込みの効果については、市長の退職手当について、30%、約1,200万円の減額を行いました。  
また、職員給与については、平成23年度の人事委員会勧告に基づく給与の引下げにより全会計で年間約5,900万円、国の地方交付税削減を踏まえ、平成25年7月から平成26年3月までの間に行った給与減額により全会計で約25億1,400万円、さらに、職員の退職手当の引下げにより平成

25年度は全会計で約4億2,700万円の減額を行いました。

- 次に、平成24年2月に策定した財政運営方針では、職員の給与水準について、今後の財政状況や人事委員会勧告制度の動向等を見据えつつ検討するとしていますが、この背景には、国において、人事院勧告制度を廃止し、公務員給与を労使交渉によって自律的に決定する制度改革が議論されていたことがあります。  
なお、この関連法案は、平成23年6月に国会に提出されましたが、その後、平成24年11月の衆議院解散に伴い廃案となっています。
- 職員の給与等の勤務条件については、公務員の労働基本権制約の代償措置である人事委員会勧告を尊重することが基本であり、今後も、人事委員会勧告に基づき適正な給与水準を確保することが必要であると考えております。  
また、市長の退職手当については、今後、他の政令指定都市の状況等を踏まえ、適切な時期に検討したいと考えております。

## 2 時間外手当について

### (1) 時間外勤務を減らすため、この4年間どのように取り組んだのか。

- 時間外勤務の削減については、事前命令の徹底、定時退勤の推進などに取り組むとともに、職員の業務の進め方や職員間の業務配分の点検を行い、率先して削減に取り組むよう、毎年度当初、各所属長に対し指導しています。
- また、平成24年度からは、所属長には、業績目標の項目に所属職員の時間外業務の削減など良好な職場づくりに間する目標を必ず一つ以上設定し、その達成に努めるよう義務付けています。
- さらに、平成25年度からは、毎年度、全所属長を対象に、良好な職場づくりに関する研修を行い、その中で、時間外勤務の削減に繋がる適切な業務管理、メリハリのある働き方などについての意識啓発を行っているところです。

### (2) 臨時職員や非常勤職員の業務の拡大やそれに応じた待遇の改善に取り組む考えはないのか。

- 臨時職員及び非常勤職員については、地方公務員法に基づき、臨時的・補助的な業務又は専門的な知識・経験を要する職務に、任期を限って任用しているものであり、正規職員とは異なり、担当する業務や期間が限定的にならざるを得ません。
- 本市では、こうした制約も踏まえながら、個々の業務内容や性質に応じて、非常勤職員等を活用した執行体制を確保してきており、今後とも、非常勤職員等の活用やその業務内容を踏まえた適切な処遇に努めていきたいと考えています。

### (3) 正規職員を削減する一方で、非常勤職員や臨時職員を増やしているが、人に係るコストはどのように削減できているのか。

- 一般会計における正規職員、非常勤職員及び臨時職員の人件費の総額は、正規職員の削減や平均年齢の低下などにより、平成15年度が約827億7,700万円、平成20年度が約818億9,000万円、また、平成25年度は、職員の一時的な給与減額、約17億8,000万円の影響もありますが、約777億700万円と減少しています。

## 3 ボーナス加算について

Q ボーナスの加算措置は平成2年に人事院の調査の結果、20%の加算を必要とする役職間の差があったということであり、本市の調査においても同様の差があったということなのか、加算の根拠はどうなっているのか。

- 人事院と全国の人事委員会が共同で行った平成2年の民間給与実態調査において、民間における特別給の支給状況について、職務段階別、年齢階層別に調査を行いました。その結果、広島市内の事業所についても、国と同様、役職段階によって相当の差異が認められる結果となりました。
- 具体的に申し上げますと、28歳以上32歳未満の事務係員を100として指数化すると、

- ・ 事務部長では、全国で134から135に対し、広島市内では133から134、
- ・ 事務課長では、全国で119から120に対し、広島市内では119から121、
- ・ 事務係長では、全国で107から108に対し、広島市内では110から111、  
となっていました。

3. そして、人事院は、国家公務員の期末・勤勉手当について、職務段階等に応じ20%以内の額を加算する役職段階別加算措置の導入を勧告しました。
4. 本人事委員会は、このような民間における支給状況や国家公務員に対する改善措置等を勧告し、期末・勤勉手当を含めた諸手当について、本市職員の実態に応じて改定するよう勧告しました。

**Q ポーナスの加算措置に関し、人事委員会の中でこれまで議論されてきたのか。見直すことはないのか。**

本人事委員会は、給与制度全般について、民間準拠を基本とし、国や他の政令指定都市の状況を踏まえながら議論を行っているところであります。これまでのところ、期末・勤勉手当の役職段階別加算措置については、国や他の政令指定都市において民間の支給状況を踏まえた見直しの動きはなく、本人事委員会においては議論しておりませんし、現在のところ見直すことは考えておりません。

## 4 アストラム延伸事業について

### (1) 市民の誰が、アストラムラインのJR西広島駅までの延伸を希望しているのか。

- 1 アストラムラインの延伸計画は、広島市基本計画や都市計画マスタープランに公共交通の機能強化策として位置付けられているものであり、構造、ルート、採算法、延伸効果を高める方策、財政面からの事業化の見通し、広島高速交通株式会社の経営への影響など、様々な観点から検討を行い、事業成立性を確認した上で、今回、事業化の判断を行ったものです。
- 2 したがって、事業化の判断に当たって、どなたが希望されているかということ判断材料にしたわけではありませんが、誰が希望しているのかということについて申し上げます。己斐学区、己斐東学区、己斐上学区の各社会福祉協議会、21世紀の己斐を創る会から要望書などをいただいております。

### (2) 延伸による全線での利用者増は一日当たり1万人ということだが、その根拠は何か。また、その推計に既存のバス路線は加味されているのか。

- 1 アストラムライン延伸の利用者は、国土交通省の「総合都市交通体系調査の手引き」の中で、都市圏の交通計画のための交通需要予測として、一般的とされている4段階推計法により、延伸による全線での利用者増を1日当たり約1万人と予測したものです。
- 2 今回行った推計においては、既存のJR、アストラムライン、路面電車、バスが現状のネットワークやダイヤで運行されていることを前提に、将来の利用者を予測しています。したがって、今回の利用者推計は、既存のバス路線も加味したものとなっています。

### (3) アストラムライン延伸が完成する15年後の2030年には、広島市の人口は、今より約3万5千人減少し、15歳から64歳までの人口も約5万3千人減少するとされている。また、延伸路線にある団地は現在でも高齢化率が30%以上である。このような状況の中で、平成40年代初頭に完成するアストラムライン延伸区間の主な利用者は誰を想定しているのか。

- 1 アストラムライン延伸の利用者予測の前提となる将来人口については、西風新都において、人口減少や高齢化の進展を克服して、今世紀中ごろには、8万人のまちにするという開発計画を踏まえ、年齢階層別に設定しています。この将来人口を基に、新規路線の整備などの利用者予測に最も適した4段階推計法により、「通勤」、「通学」、「買物・私用」などの目的別の利用者数を予測しています。
- 2 こうした推計の結果、延伸区間においては、「通勤」及び「買物・私用」目的の利用割合が多く、沿線の居住者や西風新都内の開発地に立地する商業施設の利用客などが、主な利用者になっているものと考えています。

(4) アストラムラインの延伸ルートは、住宅地はわずか700戸で、ほとんどが商業系や業務系である石内東地区を通る計画となっている。企業の開発に加担をすることになるのであれば、応分の負担を求めべきではないか。

1 アストラムラインの延伸に関しては、都市計画法あるいは道路法に規定する受益者負担という考え方を援用した上で、当該事業に要する費用の一部を、著しく利益を受ける者に負担して頂くことを検討しているところだ。

(5) 延伸にかかる総工費は570億円であるが広島高速交通㈱の持ち出しは無い。純利益は年間1億2千万円ということであるが、これで採算性のある事業といえるのか。

1 アストラムラインの延伸については、JR山陽本線と接続し、基幹公共交通の環状型ネットワークを形成することで、デルタ周辺部から都心へのアクセス性を高めるとともに、「住む、働く、学ぶ、憩う、譲る」という複合機能を備えた西風新都の都市づくりを大きく推進させるために行うものであり、質の高い市民生活や、活力にあふれ賑わいのあるまちの実現を目指すものです。

2 したがって、このような将来に向けての都市づくりは、本来的に行政が担うべきものであり、責任を持って進めていくべきものであるとも考えています。

3 なお、年間約1億2千万円の純利益を見込んでいるのは、広島高速交通株式会社が、経営上は採算性がある事業経営を行っていることを明示していくことによって、将来の民間資金の導入を促すことにもつながるとの判断によるものですが、その一部は市からの借入金の返済に充当するものと考えています。

## 5 介護予防・日常生活支援総合事業について

(1) 新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」により地域は何をするのか。市は今後、どのように検討していくのか。

- ・ 身体介護の必要性がない高齢者については、掃除、洗濯、ゴミ出しなど、日常生活支援を望んでいる方が増える傾向にある。
- ・ 「介護予防・日常生活支援総合事業」では、地域団体やNPO、ボランティアなどの多様な主体もサービス提供者となって、このような多様なサービスを要支援者等に提供していくことを想定。
- ・ 本市では平成29年4月からの実施に向け、現在、要支援者のサービス利用状況を分析中。今後、サービス提供体制についての検討を進め、各地域の実情に応じて多様な主体がサービスの担い手となっていただけるよう促していきたい。

(2) 市は10年後に介護保険料が9,200円にまで上昇すると試算しているが、新たな介護予防・日常生活支援総合事業も含め、どのような取組によりこの金額を抑えていくことを考えているのか。

- ・ 今後、高齢者人口が増加を続け、特に要介護認定率が急激に上昇する75歳以上の高齢者が2025年に向けて急増していく中で、要介護認定率が現在と変わらないとすれば介護保険料の上昇は避けられない。
- ・ このため高齢者施策推進プランでは、「健康づくりと介護予防の促進」を重点施策に掲げ、早い時期からの、かつ継続的な取組を進めていくことにしている。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業により、高齢者の心身機能の維持・改善や日常生活の自立を図り、介護を必要とせず暮らしていける高齢者の増加を図ることが可能。また、これまで介護サービス事業者のみが提供してきた訪問介護、通所介護の予防給付について、地域団体やNPO、ボランティアなど多様な主体も参画できるようにすることで、より効果的・効率的なサービスや支援の提供が可能。
- ・ 今後、介護予防・日常生活支援総合事業も含め、健康づくりや介護予防を総合的に推進していくことで介護を必要としない元気な高齢者の増加を図り、将来的な保険給付費の増加を抑えていきたい。

## 6 小学校の適正配置について

### Q 適正配置の取組状況について

- ・ 適正配置につきましては、平成22年1月に作成した「広島市立小・中学校適正配置計画(素案)」により、検討対象となった小学校の保護者や地域の皆様の御意見や御要望を十分にお伺いしながら対話を重ねてまいりました。  
そうした中、小河内小学校については、飯室小学校と統合することについて地域の皆様との合意が得られ、本年4月に閉校したところです。
- ・ 小河内小学校の跡施設については、地域住民をはじめ、当該地区の振興を担う安佐北区役所及び関係部局と連携し、本年度から地域団体が実施する、農村体験を通じて地域再生を考える「田舎暮らし体験塾」や地域おこし協力隊の活動拠点としての活用を検討するなど、地区の活性化に向けた取り組みを進めています。

#### Q 小学校6学級、中学校3学級以下の学校数について

- ・ 本年5月1日現在において、本市における6学級以下の小学校は26校、3学級以下の中学校は5校あります。

#### Q 素案の見直しについて

- ・ 本年1月に文部科学省が公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」につきましては、各自治体において学校統合の適否や進め方などを検討する際の基本的方向性や考慮すべき要素・留意点などについてとりまとめられたもので、各自治体が主体的に検討していく際の参考資料となるものです。
- ・ この手引きでは、標準規模を下回る学校について、その対応の目安を示しており、その中で、学校の有する地域コミュニティの中核機能を重視し、学校を存続する場合も想定し、小規模校のメリットを最大限生かす方策やデメリットの解消策・緩和策を検討する必要があることに言及しています。
- ・ 教育委員会としては、こうした新たな視点も加え、教育環境の向上と地域の活性化の両面から、関係部局とも連携して十分に検討を行い、素案の見直しに取り組んでまいります。

## 7 土曜日授業の拡大について

- ・ 土曜日授業は、平成25年6月に策定した「学校経営活性化に向けた取組計画」の一環として、昨年4月からモデル校4校で、家庭や地域との連携のもと、開かれた学校づくりとともに、教職員がより子どもと向き合いやすい環境づくりを推進するために実施しました。
- ・ 平成26年度においては、モデル校4校のうち、小学校2校は年間3回、中学校2校は年間4回、地域と連携した体験活動、豊富な知識・経験を持つ社会人等による講話や学校行事など、教育課程に位置付けた授業を実施しました。  
学校からは、実施による効果として、「土曜日に授業を振り替えて生じた平日の時間を、教育相談など子どもと向き合う時間や、教員の教材研究に充てることができた」、「学校説明会や地域懇談会を開催した学校では、平日よりも保護者や地域住民が参加しやすくなった」、課題としては、「土曜日に活動している社会体育等と十分な日程調整を要する」ことなどが挙げられています。
- ・ 今後、土曜日授業の効果と課題を検証した上で、希望する学校から順次、実施してまいります。